

証券コード 7939
2020年6月5日

株 主 各 位

広島市安佐北区上深川町448番地

株式会社 **研 創**

代表取締役社長 林 大 一 郎

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 広島市安佐北区上深川町448番地
当社 本 社 会 議 室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目 的 事 項 第49期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告
報 告 事 項 および計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
 - 第 2 号 議 案 取締役1名選任の件
 - 第 3 号 議 案 監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、事業報告、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kensoh.co.jp>)に掲載させていただきます。
新型コロナウイルス感染症が広がっています。本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日現在の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じて参りますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における世界経済は、貿易摩擦激化や地政学的リスクの高まり等によって減速感が強まり、先行き不透明な状況で推移しました。

一方、国内経済におきましては、減速する世界経済の影響により外需に弱めの動きが見られたものの、公共投資や企業の設備投資が底堅く、労働需給の引き締まりも高まるなかで緩やかな拡大基調で推移しました。また、当社の経営成績に影響を与える建築動向も、引き続き堅調に推移しました。

しかし、2019年11月に発生が確認された新型コロナウイルスの感染拡大は、人・モノの動きの遮断、経済活動抑制、金融市場の不安定化等をもたらし、国内外の経済に大きなインパクトを与え、先行き不透明感が増しております。

このような経済状況のもと、当社は ①製品品質の向上 ②生産性・利益率の向上 ③「研創働き方改革」の推進 ④「常に学び 研究し 創造する」人材の育成 といった重点推進課題を掲げ、課題解決に向けた取り組みを推進しました。

これらの結果、当事業年度の売上高は60億13百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は2億48百万円（前年同期比19.8%減）、経常利益は2億42百万円（前年同期比24.1%減）、当期純利益は1億65百万円（前年同期比17.6%減）となりました。

また、当社はサイン製品事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績については記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

より効率的な生産体制を構築するため、サイン製品の製造設備を中心に総額1億61百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達と手元資金の流動性確保のため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、当事業年度末における極度額は20億円で、借入実行残高は9億円であります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 46 期 (2017年3月期)	第 47 期 (2018年3月期)	第 48 期 (2019年3月期)	第 49 期 (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	5,310	5,747	5,897	6,013
経 常 利 益 (百万円)	284	379	319	242
当期純利益 (百万円)	198	252	201	165
1株当たり当期純利益	50円85銭	66円67銭	54円06銭	44円56銭
総 資 産 (百万円)	5,495	5,653	5,955	5,907
純 資 産 (百万円)	1,932	2,096	2,238	2,364
1株当たり純資産額	502円59銭	562円97銭	601円02銭	634円93銭

(5) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、企業業績や国内外の経済情勢に対する見通しが極めて不透明な状況です。

また、当社業績に影響を及ぼす建築業界動向は、2021年に延期となった東京オリンピック・パラリンピック開催を控えた物件や全国的な都市再開発案件等の増加傾向が確認できるものの、新型コロナウイルスの感染拡大が収束するまでの間は経済活動を抑制せざるを得ないため、予断を許さない状況が続くものと思われま

す。以上の状況を見据え、次期は次のとおりの全社重点推進課題を掲げ、課題解決に向けて取り組んで参ります。

- ①製品品質の向上
- ②生産性・利益率の向上
- ③樹脂製サインの市場競争力強化
- ④人材育成

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、金属（ステンレススチール、アルミ等）を主な素材とした建築物の内外に用いるサイン製品の製造・販売を主たる事業としております。

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社 (研 創 フ ァ ク ト リ ー パ ー ク)	広島市安佐北区
仙 台 営 業 所	仙台市宮城野区
東 京 営 業 所	東京都渋谷区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市千種区
大 阪 営 業 所	大阪市淀川区
工 場 (研 創 フ ァ ク ト リ ー パ ー ク)	広島市安佐北区
中 深 川 工 場	広島市安佐北区

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減 数
272名 (58名)	7名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇入者数(嘱託社員、常用パート、人材会社からの派遣社員およびアルバイトを含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で表示しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 広 島 銀 行	541
株 式 会 社 伊 予 銀 行	281
広 島 信 用 金 庫	274

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,022,774株（自己株式298,195株を含む）
- (3) 株主数 5,550名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社研創エンタープライズ	780	20.9
研 創 社 員 持 株 会	199	5.3
研 創 親 和 会	166	4.4
肥 田 亘	150	4.0
林 航 司	97	2.6
株 式 会 社 ゲ イ ビ	75	2.0
彗 島 宗 幸	71	1.9
林 誠 二	70	1.8
林 大 一 郎	60	1.6
中 島 産 業 株 式 会 社	59	1.5

(注) 1. 当社は自己株式を298,195株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

- 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
- 3. 表示桁未満の数値は切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 良 一	株式会社研創エンタープライズ代表取締役社長
代表取締役副社長	林 大 一 郎	株式会社研創エンタープライズ取締役
専 務 取 締 役	西 本 輝 男	営業統括部長
取 締 役	林 誠 二	株式会社研創エンタープライズ取締役副社長
取 締 役	松 村 浩 二	製造部長
取 締 役	村 上 賢 一	村上賢一法律事務所所長
常 勤 監 査 役	大 木 正	
監 査 役	田 中 博 隆	
監 査 役	山 下 泉	ゼネラル興産株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役村上賢一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田中博隆氏および山下 泉氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役大木 正氏は、金融機関の経営経験者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役田中博隆氏は、金融機関の支店長経験者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2019年6月27日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役会長倉田桂二郎氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度末日後の取締役の地位の異動は次のとおりです。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
林 良 一	代表取締役社長	代表取締役会長	2020年4月1日
林 大 一 郎	代表取締役副社長	代表取締役社長	2020年4月1日

7. 当社は取締役村上賢一氏および監査役田中博隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	170百万円 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	10 (2)
合 計 (うち社外役員)	10 (3)	181 (3)

- (注) 1. 上表には、2019年6月27日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額1億80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第27期定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に役員賞与として未払金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役6名 18百万円（うち社外取締役1名 0百万円）
 - ・監査役3名 0百万円（うち社外監査役2名 0百万円）

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村上賢一氏は、村上賢一法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山下 泉氏は、ゼネラル興産株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位 ・ 氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役 村 上 賢 一	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役 田 中 博 隆	当事業年度に開催された取締役会12回および監査役会9回のすべてに出席いたしました。主に財務および会計に関する知見から、適宜発言を行っております。
監 査 役 山 下 泉	当事業年度に開催された取締役会12回および監査役会9回のすべてに出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

西日本監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要および
運用状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款および株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 取締役は、法令・定款・取締役会決議および社内規程に従い、職務を執行します。
- ③ 取締役は、職務執行状況について法令・定款および監査役会規程に基づき、監査役の監査を受けます。

(運用状況)

当事業年度における取締役会は12回開催され、経営に関する重要事項を決定しております。各取締役は法令・定款・取締役会決議および社内規程に従って職務を執行しており、その執行状況は監査役による監査を受けております。

(2) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人は、法令遵守を当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動します。
- ② 使用人は、業務の運営については社内規程に基づき、業務の執行を行います。
- ③ 定期的に内部監査を行い、法令および社内規程に基づいた業務執行が行われているかを監査し、監査結果は取締役社長・取締役会・監査役会に報告します。

(運用状況)

使用人の業務運営は、法令および「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づいて行われております。またその状況は、内部監査によってモニタリングされ、監査結果は取締役社長・取締役会・監査役会に報告されております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報の保存は、法令および社内規程に基づき、文書等の保存を行います。
- ② 情報の管理は、法令および社内規程に基づき、対応します。

(運用状況)

情報の保存・管理は、法令および「文書管理規程」等の社内規程に基づいて行われております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および使用人は、事業活動により生じる様々なリスクを認識し、防止対策を予め講じることでリスクを低減させる活動を実行します。
- ② リスク管理体制については、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議においてリスクの可能性およびその対策について報告し、議論を行ったうえで対応することとします。
- ③ 法令および社内規程遵守を目的とした「コンプライアンス報告書」を各部署から毎月提出させ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えて対応を検討します。

(運用状況)

毎月開催されるマネジメントレビューにおいてリスク情報が報告され、必要に応じた対応に関する議論が行われております。また、法令および「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づいて社内におけるリスク情報収集活動も毎月行われ、必要に応じて関連部署ならびに顧問弁護士を交えた対応が検討されております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 必要に応じて取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の監督等を行います。
- ② マネジメントレビューを毎月開催し、取締役・監査役・各部門長・内部監査責任者等を構成員として事業活動の進捗確認と次月以降の活動方針の検討・確認、各部門の抱える課題解決等を行います。

(運用状況)

当事業年度における取締役会は12回開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

またマネジメントレビューは毎月開催され、事業活動の進捗状況と次月以降の活動方針を確認し、経営課題に関する議論がなされております。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役に必要ある場合は、取締役社長と監査役が協議のうえで、使用人を置くことができることとします。

- ② 当該使用人が、監査役の職務を補助する期間は、その指示命令権は監査役に委譲されたものとします。
- ③ 当該期間の当該使用人の評価および期間終了後の人事異動および懲戒は、監査役会の意見を聴取します。

(運用状況)

上記は「監査役会規程」に規定されておりますが、監査役を補佐する専従スタッフは、現在、配置しておりません。

(7) 取締役および使用人が監査役へ報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役へ報告します。
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを監査役へ報告した通報者は、定めによって不利益な取り扱いを受けないことが確保されます。
- ③ 監査役は「監査役会規程」等の定めによって、取締役会やマネジメントレビュー等重要会議に出席し、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるなどができることとします。

(運用状況)

監査役は、取締役会やマネジメントレビュー等の重要会議に出席し、また、業務執行に関する文書等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保します。
- ② 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理等に関する方針は、監査役が必要と認めた場合はそれに従う体制とします。

(運用状況)

監査役は、代表取締役・各取締役・会計監査人・内部監査責任者等と定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,753,370	流動負債	2,886,782
現金及び預金	484,308	支払手形	1,008,546
受取手形	566,589	買掛金	288,332
電子記録債権	153,171	短期借入金	900,000
売掛金	1,276,715	一年内返済予定の長期借入金	268,504
商品及び製品	46,224	未払金	136,563
仕掛品	66,930	未払費用	69,887
原材料及び貯蔵品	141,323	未払法人税等	43,337
前払費用	2,336	前受金	149
その他	16,511	預り金	10,466
貸倒引当金	△742	賞与引当金	92,475
固定資産	3,153,891	その他の	68,520
有形固定資産	2,681,824	固定負債	655,636
建物	793,616	長期借入金	243,504
構築物	73,908	退職給付引当金	148,127
機械及び装置	113,306	役員退職慰労引当金	262,350
車両運搬具	4,551	資産除去債務	1,655
工具、器具及び備品	12,936		
土地	1,680,159	負債合計	3,542,419
建設仮勘定	3,346	(純資産の部)	
無形固定資産	26,687	株主資本	2,358,687
ソフトウェア	8,983	資本金	664,740
ソフトウェア仮勘定	11,053	資本剰余金	264,930
電話加入権	6,649	その他資本剰余金	264,930
投資その他の資産	445,380	利益剰余金	1,535,787
投資有価証券	27,694	利益準備金	37,869
出資金	285	その他利益剰余金	1,497,917
株主、役員又は従業員 に対する長期貸付金	46,765	繰越利益剰余金	1,497,917
破産更生債権等	845	自己株式	△106,770
繰延税金資産	101,910	評価・換算差額等	6,155
その他	268,725	その他有価証券評価差額金	6,155
貸倒引当金	△845	純資産合計	2,364,842
資産合計	5,907,262	負債純資産合計	5,907,262

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,013,290
売 上 原 価		4,169,878
売 上 総 利 益		1,843,411
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,594,485
営 業 利 益		248,926
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	769	
受 取 配 当 金	970	
受 取 地 代 家 賃	1,958	
助 成 金 収 入	473	
受 取 手 数 料	871	
そ の 他	1,234	6,278
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,556	
債 権 保 全 利 息	6,188	
ラ イ セ ン ス 費 用	2,317	
そ の 他	774	12,836
経 常 利 益		242,367
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14	14
税 引 前 当 期 純 利 益		242,352
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	82,032	
法 人 税 等 調 整 額	△5,657	76,375
当 期 純 利 益		165,977

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	664,740	264,930	264,930	34,145	1,372,910	1,407,055	△106,770	2,229,956
当 期 変 動 額								
利 益 準 備 金 の 積 立				3,724	△3,724	—		—
剰 余 金 の 配 当					△37,245	△37,245		△37,245
当 期 純 利 益					165,977	165,977		165,977
純資産の部に直接計上された その他有価証券評価差額金の 増 減								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	3,724	125,007	128,731	—	128,731
当 期 末 残 高	664,740	264,930	264,930	37,869	1,497,917	1,535,787	△106,770	2,358,687

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	8,579	8,579	2,238,535
当 期 変 動 額			
利 益 準 備 金 の 積 立			—
剰 余 金 の 配 当			△37,245
当 期 純 利 益			165,977
純資産の部に直接計上された その他有価証券評価差額金の 増 減	△2,424	△2,424	△2,424
当 期 変 動 額 合 計	△2,424	△2,424	126,307
当 期 末 残 高	6,155	6,155	2,364,842

(注) 記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・製品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・原材料

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

② 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却を行っております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

事業年度末日現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社は、2010年6月29日開催の定時株主総会において、本制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は各取締役および各監査役の退任時とし、具体的金額・方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することを決議いたしました。このため、当該支給見込については引き続き役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(5) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は税抜処理によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	773,230千円
構築物	66,137千円
機械及び装置	113,306千円
車両運搬具	0千円
土地	1,634,571千円
計	2,587,245千円

② 担保に係る債務

短期借入金	370,000千円
一年内返済予定の長期借入金	101,820千円
長期借入金	93,202千円
計	565,022千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,694,204千円

(3) 圧縮記帳額

補助金の受け入れにより、取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	16,650千円
構築物	259千円
車両運搬具	3,199千円
ソフトウェア	500千円
計	20,608千円

(4) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達と手元資金の流動性確保のため、複数の金融機関と当座貸越契約を締結しており、当事業年度における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,000,000千円
借入実行残高	900,000千円
差引額	1,100,000千円

(5) 取締役および監査役に対する金銭債権の総額 51,183千円

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,022,774株	一株	一株	4,022,774株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	298,195株	一株	一株	298,195株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	37百万円	10円	2019年3月31日	2019年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	37百万円	10円	2020年3月31日	2020年6月29日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、中期計画・年度予算に照らして必要な資金を主に金融機関からの借入によって調達しております。資金運用については、一時的な余剰資金は流動性の高い預金等の金融資産で運用し、長期運用は業務上の関係を有する企業等の株式で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権および売掛金ならびに長期貸付金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売業務管理規程および会計規程に従い、営業債権および長期貸付金について、各部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、営業債権につきましては、回収不能の事態に備えて取引信用保険を付保するなどの対策を実施しております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入を行うにあたり、調達コストと金融環境を考慮しながら、固定金利・変動金利を適宜組み合わせ、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	484,308	484,308	—
② 受取手形(*3)	719,760	719,760	—
③ 売掛金	1,276,715	1,276,715	—
④ 投資有価証券	27,694	27,694	—
⑤ 長期貸付金(*1)	54,257	54,217	△39
資産計	2,562,736	2,562,696	△39
① 支払手形	1,008,546	1,008,546	—
② 買掛金	288,332	288,332	—
③ 短期借入金	900,000	900,000	—
④ 未払法人税等	43,337	43,337	—
⑤ 長期借入金(*2)	512,008	512,161	153
負債計	2,752,224	2,752,377	153

(*1) 長期貸付金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(*2) 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(*3) 受取手形には電子記録債権を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをプライムレート等を指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

- ① 支払手形、② 買掛金、③ 短期借入金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- ⑤ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	484,308	—	—	—
受取手形	719,760	—	—	—
売掛金	1,276,715	—	—	—
長期貸付金	7,491	25,582	21,183	—
合計	2,488,276	25,582	21,183	—

(注) 受取手形には電子記録債権を含んでおります。

3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
短期借入金	900,000	—	—	—	—
長期借入金	268,504	188,884	46,826	5,196	2,598
合計	1,168,504	188,884	46,826	5,196	2,598

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島市安佐北区において、前事業年度まで賃貸用の工場（土地を含む。）を有していましたが、当事業年度において、保有目的の変更により、投資不動産（純額）382,114千円は有形固定資産に振り替えているため、当事業年度末における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益はありません。

(2) 賃貸等不動産に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度減少額	当事業年度末残高	
382,114千円	382,114千円	－千円	－千円

(注) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	45,178千円
役員退職慰労引当金	80,016千円
賞与引当金	32,449千円
未払役員賞与	6,299千円
未払従業員賞与	6,928千円
未払事業税	4,801千円
その他	10,047千円

繰延税金資産小計	185,722千円
----------	-----------

評価性引当額	△81,996千円
--------	-----------

繰延税金資産合計	103,725千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,702千円
--------------	----------

資産除去債務	△112千円
--------	--------

繰延税金負債合計	△1,815千円
----------	----------

差引：繰延税金資産の純額	101,910千円
--------------	-----------

10. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

種類	会社等の 名称 または氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	林 良一	(被所有) 間接20.14	当社 代表取締役社長	金銭の貸付	—	その他「流動資産」 (短期貸付金)	6,000
						株主、役員又は従業員 に対する長期貸付金	45,183
				受取利息	703	—	—

(注) 1. 取引条件および取引決定方法

金銭の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間や返済方法については両者協議の上、貸付条件を設定しております。なお、担保の提供は受けておりません。

2. 取引の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 林 良一氏の間接所有は、同氏とその近親者が100%の議決権を所有する株式会社研創エンタープライズの所有によるものであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	634円93銭
(2) 1株当たり当期純利益	44円56銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

株式会社 研 創
取締役会 御中

西日本監査法人

広島県広島市

代表社員 公認会計士 栗栖正紀 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 稲積博則 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社研創の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人西日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 研 創 監査役会

常勤監査役	大 木	正	Ⓜ
社外監査役	田 中	博 隆	Ⓜ
社外監査役	山 下	泉	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、株主資本の充実と長期的・安定的収益力を維持するとともに、継続的・安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

第49期の期末配当につきましては、当期業績および今後の事業展開を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は37,245,790円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
浦上 忠久 (1965年8月24日)	1988年4月 当社入社 2004年4月 当社経営企画部長 2005年9月 当社総務部長 2009年6月 当社執行役員総務部長(現任)	2,600株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山下 泉氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
やました 山下 泉 (1936年8月20日)	1960年4月 株式会社呉相互銀行(現、株式会社もみじ銀行) 入行 1973年7月 ゼネラル興産株式会社設立 同社代表取締役社長(現任) 2004年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) ゼネラル興産株式会社代表取締役社長	1,100株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山下 泉氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 山下 泉氏を社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
 4. 山下 泉氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

- 会場 広島市安佐北区上深川町448番地
当社 本社 会議室
電話 082(840)1000
- 交通 JR芸備線「上深川駅」下車 徒歩15分
JRバス芸芸南線終点「研創前」下車

